

特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)について

令和5年7月1日から改正道路交通法により、新たな原付の区分「特定小型原動機付自転車」が加まりました。 **税額** 2,000円

特定小型原動機付自転車とは

原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として道路交通法施行規則で定める基準に該当するものをいいます。

道路交通法施行規則で定める基準は次のとおりです。

【車体の大きさ】

長さ： 190センチメートル以下 幅： 60センチメートル以下

【車体の構造】

- ・原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- ・20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・AT機構がとられていること。
- ・道路運送車両の保安基準第66条の17に規定する最高速度表示灯が備えられていること。

申請手続について

申請の種別	申請事由	必要なもの
新規登録	・新車を購入した場合 ・車両を譲り受けた場合 ・町外から転入した場合 等	・車体番号が確認できる書類 (廃車証明書、車体の石ずり等) ・車体の構造がわかるもの ・販売証明書または譲渡証明書 ・所有者の印鑑 ・本人確認書類(免許証、保険証等)
廃車登録	・車両を廃棄した場合 ・車両を譲渡した場合 ・町外へ転出した場合 等	・ナンバープレート ・所有者の印鑑

ナンバープレートの申請場所

徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1

上勝町役場 税務課

徳島県勝浦郡上勝町大字正木字平間110番地1

上勝町役場 支所

お問い合わせ先

上勝町役場 税務課

電 話 0 8 8 5 - 4 6 - 0 1 1 1

I P 0 5 0 - 3 4 3 8 - 8 0 7 1

F A X 0 8 8 5 - 4 6 - 0 3 2 3